

ID: 518

担当部署: 健康福祉部 地域福祉課

処分の概要	支給認定の変更		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第56条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第56条第1項及び第2項の規定による。 (支給認定の変更) 第56条 支給認定障害者等は、現に受けている支給認定に係る第54条第2項の規定により定められた指定自立支援医療機関その他の厚生労働省令で定める事項について変更の必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村等に対し、支給認定の変更の申請をすることができる。 2 市町村等は、前項の申請又は職権により、支給認定障害者等につき、同項の厚生労働省令で定める事項について変更の必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村等は、当該支給認定障害者等に対し医療受給者証の提出を求めるものとする。			
標準処理期間	40日 更生相談所による判定が不要な場合は15日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日